

条例改正

榛東村議会議員及び榛東村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定

村議会議員と村長の選挙も

公費負担に

《全員賛成》

公職選挙法の改正に伴い、榛東村議会議員及び村長の選挙における公費負担に関して、新たな条例が制定されました。

市町村の首長と議員の選挙の公費負担

| | 選挙運動用 自動車 | ポスター | ビラ | 供託金 (円) |
|-----|--------------|-------------|-------------|----------------|
| 市長 | ○ | ○ | ○ | 100万 |
| 市議 | ○ | ○ | ○ | 30万 |
| 町村長 | × ↓ ○ | × ↓ ○ | × ↓ ○ | 50万 |
| 町村議 | × ↓ ○ | × ↓ ○ | × ↓ ○ | なし ↓ 15万 |

赤が新たに改正された部分



500㎡～3000㎡までの埋め立ては村へ申請

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例

土砂等による埋め立ては

原則許可が必要

《全員賛成》

有害物質の混入や堆積した土砂等の崩壊を抑制することを目的として新たな条例が制定されました。

面積が500㎡以上3000㎡未満の埋め立て等を行おうとするときは、原則として村長の許可が必要となりました。土壌基準に適合していない土砂等による埋め立ては禁止となります。土壌基準とは、環境基本法で定められている有害物質の濃度基準です。条例は令和2年10月1日から施行です。

詳しくは
住民生活課まで